

「公正取引委員会の審査に関する規則等の一部を改正する規則（案）」
に対する意見募集の結果について

令和8年4月27日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会では、公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）等の一部を改正することとし、改正案を令和8年3月4日に公表し、同年4月3日を期限として、広く意見を募集したところです。
- 2 今回の意見募集では、3件の意見が提出されました。意見の概要及びそれに対する公正取引委員会の考え方は別紙1のとおりです。公正取引委員会では、意見を踏まえて慎重に検討した結果、一部技術的な修正を行い、別紙2のとおり公正取引委員会の審査に関する規則等を改正し、これを公表することとしました。
なお、提出された意見は、公正取引委員会事務総局官房総務課において閲覧に供します。
- 3 前記2の改正は、令和8年5月1日付けで公布し、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行されます。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 官房サイバーセキュリティ・情報化参事官付 電話 03-3581-5472（直通） ホームページ https://www.jftc.go.jp
--------	--

第 1 意見募集期間

令和 8 年 3 月 4 日（水）～同年 4 月 3 日（金）

第 2 意見数

3 件

第 3 意見の概要及び意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>・公正取引委員会の意見聴取に関する規則第 23 条の見出しを「納付命令」から「納付命令等」にしているが、「課徴金納付命令」は「納付命令」に包含されるとして見出しを改正しない対応もあるのではないか。</p> <p>・スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則第 4 条第 1 項の「同項」が示す内容が不明瞭なため、具体的に記載すべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>・公正取引委員会の意見聴取に関する規則第 23 条は、独占禁止法で規定する「納付命令」及びスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律で定める「課徴金納付命令」の各々の意見聴取手続に係る規定であるため、同規則第 23 条の見出しを「納付命令等」に改正することとしたものです。</p> <p>・御指摘を踏まえ、「法第四十二条において準用する独占禁止法第七十条の八第二項」に規定すると修正します。</p>
2	<p>・改正案に賛成</p> <p>【個人】</p>	<p>・その他頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

※ 上記のほか、本改正案に直接関係のない御意見を 1 件頂きました。

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び関係法律の規定に基づき、公正取引委員会の審査に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月一日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

公正取引委員会の審査に関する規則等の一部を改正する規則

（公正取引委員会の審査に関する規則の一部改正）

第一条 公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審査手続における法第七十条の八第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備え

たものをいう。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

第二十九条第二項中「(その周辺装置を含む。)」を削る。

(公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部改正)

第二条 公正取引委員会の意見聴取に関する規則(平成二十七年公正取引委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

意見聴取の手續における法第七十条の八第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と同項に規定する旨の閲覧をする

者の使用に係る電子計算機（委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第十三条第二項中「第一項第一号及び第三号の規定は、スマホソフトウェア競争促進法第四十二条において準用する法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものについて準用する。この場合において、第一項第一号」を「スマホソフトウェア競争促進法第四十二条の規定により法第五十二条第一項の規定を準用する場合においては、前項第一号」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十三条の見出し中「納付命令」を「納付命令等」に改め、同条中「納付命令」の下に「及び課徴金納付命令」を加える。

(公正取引委員会の確約手続に関する規則の一部改正)

第三条 公正取引委員会の確約手続に関する規則(平成二十九年公正取引委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

確約手続における法第七十条の八第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条

第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則の一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則(令和四年公正取引

委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「公正取引委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十条の処分の手続における法第七十条の八第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、公正取引委員会(以下「委員会」という。)の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条

第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則(令和六年公正取引委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「公正取引委員会」を「委員会」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第七十条の八第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、公正取引委員会(以下「委員会」という。)の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十条において準用する独占

禁止法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条

第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第七条中「公正取引委員会」を「委員会」に改める。

（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律

第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第七十条の八第二項の公正取引委員会規則で定める方法（

公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成二十七年公正取引委員会規則第一号）で定める方法を除

く。)は、委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第九十一条第二項において同じ。）と法第四十二条において準用する独占禁止法第七十条の八第二項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方
法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十二条において準用する
独占禁止法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像
面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条
第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第九条中「（昭和四十五年法律第四十八号）」を削る。

第八十九条第一項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。
以下「独占禁止法」という。）」を「独占禁止法」に改める。

第九十一条第二項中「（その周辺装置を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

公正取引委員会の審査に関する規則等の一部を改正する規則

○公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（公示送達の方法）

第四条 審査手続における法第七十条の八第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、委員会の使用に係る電子計算機（

入出力装置を含む。以下同じ。）と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2] 「略」

（報告者に対する通知）

第二十九条 「略」

2 前項各号に掲げる事項を内容とした報告が、電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて送信することによりなされたものであって、委員会の使用に係る電子計算機その他の機器を用いて明確に文書に表示されるときにも、前項の通

（公示送達の方法）

第四条 「項を加える。」

「同上」

（報告者に対する通知）

第二十九条 「同上」

2 前項各号に掲げる事項を内容とした報告が、電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて送信することによりなされたものであって、委員会の使用に係る電子計算機（その周辺装置を含む。）その他の機器を用いて明確に文書に表示

知を行うものとする。
〔3・4 略〕

されるときにも、前項の通知を行うものとする。
〔3・4 同上〕

改 正 案

現 行

（公示送達の方法）

第四条 意見聴取の手續における法第七十条の八第二項の公正

（公示送達の方法）
第四条 「項を加える。」

取引委員会規則で定める方法は、委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2 「略」

「同上」

（証拠の謄写の手續）

（証拠の謄写の手續）

第十三条 「略」

第十三条 「同上」

2 スマホソフトウェア競争促進法第四十二条の規定により法第五十二条第一項の規定を準用する場合においては、前項第一号中「法第四十七条第一項第三号」とあるのは「スマホソフトウェア競争促進法第十六条第一項第三号」と、同項第三号中「法第四十七条第一項第一号」とあるのは「スマホソフト

2 第一項第一号及び第三号の規定は、スマホソフトウェア競争促進法第四十二条において準用する法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものについて準用する。この場合において、第一項第一号中「法第四十七条第一項第三号」とあるのは「スマホソフトウェア競争促進法第十六条

トウェア競争促進法第十六条第一項第一号」と、「公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第十一条第一項」とあるのは「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）第四十一条第一項」と、「第十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

3
「略」

（納付命令等に係る意見聴取）

第二十三条 第九条から前条までの規定は、納付命令及び課徴金納付命令について準用する。この場合において、第九条及び第十三条第一項中「委員会の認定した事実」とあるのは「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」と読み替えるものとする。

第一項第三号」と、同項第三号中「法第四十七条第一項第一号」とあるのは「スマホソフトウェア競争促進法第十六条第一項第一号」と、「公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第十一条第一項」とあるのは「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）第四十一条第一項」と、「第十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」とそれぞれ読み替えるものとする。

3
「同上」

（納付命令に係る意見聴取）

第二十三条 第九条から前条までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、第九条及び第十三条第一項中「委員会の認定した事実」とあるのは「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（公示送達の方法）</p> <p>第四条 確約手続における法第七十条の八第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p> <p>2 「略」</p>	<p>（公示送達の方法）</p> <p>第四条 「項を加える。」</p> <p>「同上」</p>

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則（令和四年公正取引委員会規則第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（公示送達の方法）

第三条 法第四十条の処分の手続における法第七十条の八第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、公正取引委員会（以下「委員会」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2 委員会は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

（公示送達の方法）

第三条 「項を加える。」

公正取引委員会（以下「委員会」という。）は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

○公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（公示送達の方法）

第六条 法第十条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第七十条の八第二項の公正取引委員

会規則で定める方法は、公正取引委員会（以下「委員会」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十条において準用する独占禁止法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2| 委員会|は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、委員会|は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

（公示送達の方法）

第六条 「項を加える。」

公正取引委員会は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、公正取引委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

(更正決定)

第七条 措置命令書等に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2 更正決定に対しては、決定書の謄本の送達を受けた日から二週間以内に、委員会に対し、文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 委員会は、前項の異議申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。

(更正決定)

第七条 措置命令書等に誤記その他明白な誤りがあるときは、公正取引委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2 更正決定に対しては、決定書の謄本の送達を受けた日から二週間以内に、公正取引委員会に対し、文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引委員会は、前項の異議申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。

○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（公示送達の方法）

第四条 法第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）以下「独占禁止法」という。）第七十条の八第二項の公正取引委員会規則で定める方法（公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成二十七年公正取引委員会規則第一号）で定める方法を除く。）は、委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第九十一条第二項において同じ。）と法第四十二条において準用する独占禁止法第七十条の八第二項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十二条において準用する独占禁止法第七十条の八第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2| 「略」

（ウェブページ）

（公示送達の方法）

第四条 「項を加える。」

「同上」

（ウェブページ）

第九条 法第二条第五項の公正取引委員会規則で定める電磁的記録は、HTML（送信可能化（著作権法第二条第一項第九号の五に規定する送信可能化をいう。以下この条において同じ。）された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつているものをいう。）その他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別符号（同法第四十七条の五第一項第一号に規定する送信元識別符号をいう。）によつて特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。

（法第三十条第二項の規定による命令書）

第八十九条 法第三十条第二項の規定による命令（以下この条から第九十一条までにおいて単に「命令」という。）は、文書によつて行い、命令書には、勧告に係る措置並びに委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び法第四十二条において準用する独占禁止法第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならぬ。

2 「略」

（報告者に対する通知）

第九十一条 「略」

2 前項各号に掲げる事項を内容とした報告が、電子情報処理

第九条 法第二条第五項の公正取引委員会規則で定める電磁的記録は、HTML（送信可能化（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する送信可能化をいう。以下この条において同じ。）された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつているものをいう。）その他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別符号（同法第四十七条の五第一項第一号に規定する送信元識別符号をいう。）によつて特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。

（法第三十条第二項の規定による命令書）

第八十九条 法第三十条第二項の規定による命令（以下この条から第九十一条までにおいて単に「命令」という。）は、文書によつて行い、命令書には、勧告に係る措置並びに委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び法第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

2 「同上」

（報告者に対する通知）

第九十一条 「同上」

2 前項各号に掲げる事項を内容とした報告が、電子情報処理

組織を使用して電気通信回線を通じて送信することによりなされたものであって、委員会の使用に係る電子計算機その他の機器を用いて明確に文書に表示されるときにも、前項の通知を行うものとする。

〔3・4 略〕

組織を使用して電気通信回線を通じて送信することによりなされたものであって、委員会の使用に係る電子計算機（その周辺装置を含む。）その他の機器を用いて明確に文書に表示されるときにも、前項の通知を行うものとする。

〔3・4 同上〕